

病児・病後児保育事業のご案内

子育てと仕事の両立を支援します

▶▶病児・病後児保育とは

「こどもが風邪を引いたけど、どうしても仕事を休めない。どうしよう…」そんな時に利用できるのが、病児・病後児保育所です。「病気の治療中や回復期で、園や学校に行けない」というお子さんを、専任の看護師等がお預かりします。病院の敷地内にあるので、容体が急変した場合でも安心です。

▶▶利用できる児童

次のすべてに当てはまる場合に利用できます。

- ・土岐市内在住の生後8ヶ月～小学6年生
- ・病気の治療中や回復期で、安静にする必要があり、集団での保育が難しい
- ・保護者の仕事や冠婚葬祭などで、自宅での保育が難しい

▶▶場 所

東濃中部病児・病後児保育施設「にじいろ保育所」 公立東濃中部医療センター敷地内

☎0572-55-2111(代表)

(土岐市肥田町浅野1078-200)



▶▶利用時間 平日 午前8時～午後6時

▶▶休業日 土曜、日曜、祝日、年末年始

▶▶定 員 6名

▶▶利用日数 連続して7日まで(休業日を含む)

▶▶料 金 1日につき 1,000円 ※生活保護世帯、多子世帯は無料(事前に申請が必要です。)

※多子世帯とは、「18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者を3人以上扶養する世帯」です。

その他、緊急で受診した場合の医療費や、紙おむつが不足した場合の実費は保護者負担となります。

▶▶受け入れができない疾病または症状

- ・結核、麻疹、水痘などの空気感染の疾患
- ・インフルエンザの流行時期において、38.5℃以上の発熱性疾患 など

※その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合は、ご利用いただけないことがあります。

登録から利用までの流れ

① 病児・病後児保育利用登録申請（事前に登録）

- 「病児・病後児保育登録申請書」を、児童1人につき各1枚記入してください。
- 用紙は、幼稚園・こども園課窓口でのお渡しまたは土岐市ホームページから印刷もできます。
- 登録申請書を幼稚園・こども園課まで直接または郵送で提出してください。
- 利用料の減免を受ける場合は、「利用料減免申請書」を幼稚園・こども園課まで提出してください。こちらは、毎年度提出が必要です。

② 登録確認書の受け取り（登録から2週間程度かかります）

- 登録後、「病児・病後児保育利用登録確認書」と、「病児・病後児保育利用申請書」、「病児・病後児保育意見書」の用紙を送付しますので、お受け取りください。
- ※登録確認書は、利用予約の際に必要となりますので、大切に保管してください。

③ 利用予約【東濃中部病児・病後児保育施設「にじいろ保育所」】

- 午前8時30分～午後5時の間に、東濃中部病児・病後児保育所「にじいろ保育所」
☎0572-55-2111(東濃中部医療センター・代表)へ電話予約してください。
- 先着順に利用の予約ができます(定員6名)。
- 利用する当日までに、かかりつけの医師に「病児・病後児保育意見書」(有料)を記入してもらってください。

④ 当日の利用（利用料を窓口にお支払いください）

提出書類

- 「病児・病後児保育利用申請書」(保護者が記入)
- 「病児・病後児保育意見書」(かかりつけの医師が記入・有料)

持ち物

- お子さんの年齢や症状により異なるので、予約時に確認してください。
- ・資格確認書のコピー ・福祉医療費受給者証 ・母子手帳
- ・お薬と説明書(1回分ずつ小袋に分け、お子さんの名前を書いてください)
- ・着替え1～2枚 ・手拭きタオル2枚 ・ビニール袋2枚 ・おやつ2回分 ・飲み物
- ・おむつ5～6枚、おしり拭き(おむつ使用のお子さん)
- ・お昼寝布団1組(お昼寝が必要なお子さん) ・ミルク、哺乳瓶(授乳中のお子さん)
- ・昼食(食事が必要なお子さん。おはし、スプーン、エプロンなどもお持ちください)
- ・その他必要なもの(歯ブラシ、おもちゃなど)